カルテ等の開示を希望される方へ（ご案内）

安房地域医療センターでは、より質の高い開かれた医療を目指すことを目的として、患者さまから診療内容の開示請求があった場合には、積極的に診療情報の開示を行っております。ただし、診療情報の開示にあたっては、刑法上の守秘義務がありますので厳密な書類上の手続きが必要となります。

開示を希望される方は、この「ご案内」をご覧いただき、必要な書類をご持参の上手続きされますようお願いいたします。

1.　開示請求ができる範囲

開示する診療情報の範囲は、診療録、看護記録、処方内容、検査記録、画像記録、その他診療を目的として当院が作成又は取得した記録とし、原則として診療情報開示申請書の受付日より遡及して5年以内に作成されたものとします。

但し、他の医療機関からの紹介状等、患者さま、当院以外の第三者において作成されたもの、又は得たもの、また診療に伴う教育、研究に関する情報は、含みません。

2.　開示を申請することができる方　（身分証明書のほか請求資格確認書類）

診療情報の開示を求め、開示を受けることができる方は、原則として次の通りです。

1)　成年患者さま本人（身分証明書のみ）

2)　成年患者さまの法定代理人　（法定代理人を証明する資料）

3)　未成年（15歳以上）患者さま本人あるいはその法定代理人
（法定代理人を証明する資料）

4)　未成年患者さまの法定代理人
（親権者：戸籍謄本　　後見人：法的後見人を証明する資料）

5)　患者さま本人から代理権を与えられた親族
（委任状と患者さまとの関係を証明する資料や戸籍謄本）

6)　患者さまの判断能力に疑義がある場合は、実際に患者さまの世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者が当該患者さまの利益となる根拠を示して申請し、開示を受けることができるものとします。（患者さまとの関係を証明する資料や戸籍謄本）

＊　患者さまがお亡くなりになられている場合は、患者さまの配偶者、子、父母及びこれに準ずる方（法定代理人含む）（法定相続人を証明する書類や原戸籍）

＊　身分証明書は、運転免許証、旅券、健康保険証、マイナンバーカードのいずれか

2023.11.1
安房地域医療センター
診療録管理室

3. 診療情報の開示ができない場合

次の事由に当る場合には診療情報の開示を全部又は一部できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1) 患者さま自身が疾病や治療について理解や合理的な判断ができないとき
2) 対象となる診療情報の開示が、当院以外の第三者の不利益となると考えられるとき
3) 診療情報の開示により、患者さま本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
4) 病状への影響が考慮されるとき
5) 上記のほか、診療情報の開示を不適当とする相当な事由が存在するとき

4. 診療情報開示に同席できる方

診療情報の開示にあたり申請者と同席ができる方は、次の通りです。

申請者は同席を予定している方の氏名及び患者さまとの続柄について、**同席申請書**にあらかじめ記載してご提出下さい。

1) 患者さま本人
2) 患者さまの父母
3) 患者さまの配偶者
4) 患者さまの子（成人に限る）
5) 実際に患者さまの世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者

5. 開示の方法

謄写、閲覧、医師による口頭説明、要約書のいずれかになります。

診療情報の開示に要する料金のご案内　をご参照下さい。

6. 申請の手続き

1) 申請される方は、**診療情報開示申請書**に必要事項を記載し診療録管理室に提出していただきます。
2) 患者さまのプライバシーを保護する観点から、開示申請者本人であること、また申請者が患者さま本人以外の場合は**身分証明書**と**患者さまとの関係を確認するための書類**を提示していただきます。
3) 申請書を受理後は、院長は速やかに診療情報を開示するか否かを決定し、申請を受けた日から **15 日以内に申請者に通知**いたします。ただし、止むを得ない理由により、期間内に回答することができない場合は、その期間を延長することがあります。この場合、申請を受けた日から 15 日以内に延長の理由を申請者に通知いたします。
4) 開示を行う場合は、申請をされた方本人及び同席申請された方に行うことになります。

＊　ご不明な点などありましたらご遠慮なく担当者にお尋ね下さい。

2023.11.1
安房地域医療センター
診療録管理室